

四日市市内山事案について

1 概要

【事案の概要】

(1)原因者:成豊(株)(処分業許可:平成元年~平成10年)
(有)功進(中間処理業許可:平成9年~平成11年)

(2)場所:四日市市内山町地内
(安定型最終処分場、中間処理場、自社安定型処分場)

(3)面積/容量:約20,000m²/約340,000m³
成豊(株) 最終処分場 約15,000m²/277,000m³
(許可面積等: 7,942m²/81,098m³)
(有)功進 自社処分場 約3,400m²、約48,000m³
(自社処分場届出面積等: 2,322m²/20,400m³)
中間処理施設 約1,300m²、約15,000m³

(4)埋設物:廃プラスチック、建設廃材、木くず等


(5)不適正処理の内容:許可品目外の埋立(紙くず、木くず)
許可容量を超える廃棄物の埋立

【有害物質等の主な検出状況】
廃棄物層内で高濃度の硫化水素ガス(最高32,000 ppm)及びメタンガスの発生を確認

【生活環境保全上の支障等】
廃棄物内部に設置した井戸から硫化水素ガスやメタンガスが発生しており、周辺へ悪臭の漏洩や火災の発生のおそれがある。

措置命令(H18.3.14)

【対象者】(株)シーマコーポレーション(旧 成豊(株))及び当時の代表取締役
【着手期限】H18.6.13 **【履行期限】**H19.6.13
【内容】
発生ガスの排除・処理、雨水浸透防止、及び廃棄物の飛散及び流出の防止

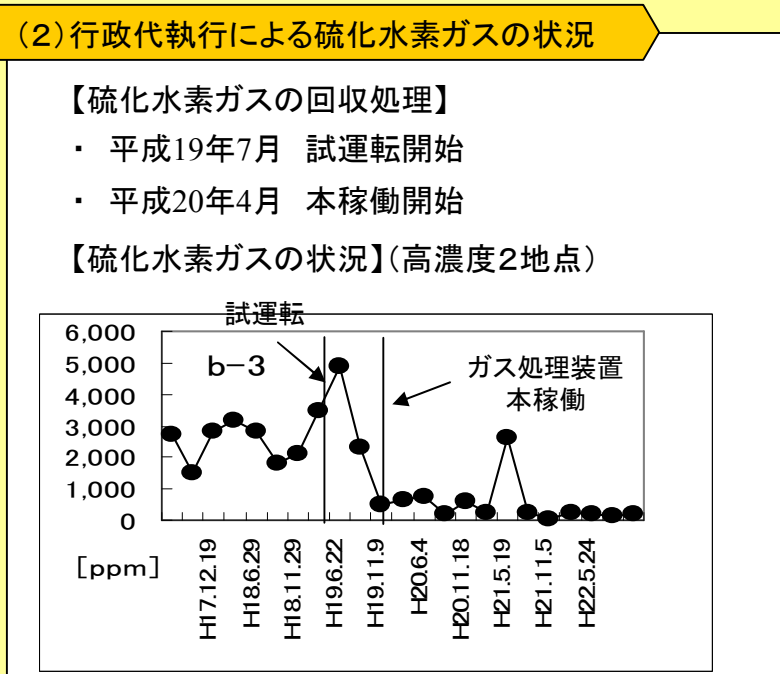


2 事案の状況

(1)行政代執行(H19.2.16~)

【内容】
(1)硫化水素ガス等の回収処理
①ガス抜き管の設置
②ガス回収管の敷設
③硫化水素処理装置の設置
(2)立入禁止措置
立入防止フェンスの設置

【行政代執行費用】(県単費)
71,074,411円(平成22年度末)



最も高濃度地点(b-4)においては、最大32,000ppmの硫化水素ガスが検出されましたが、ガスの回収処理開始後低下し、現在、1,000ppm程度となっています。


3 今後の対応

(1)支障の状況等調査

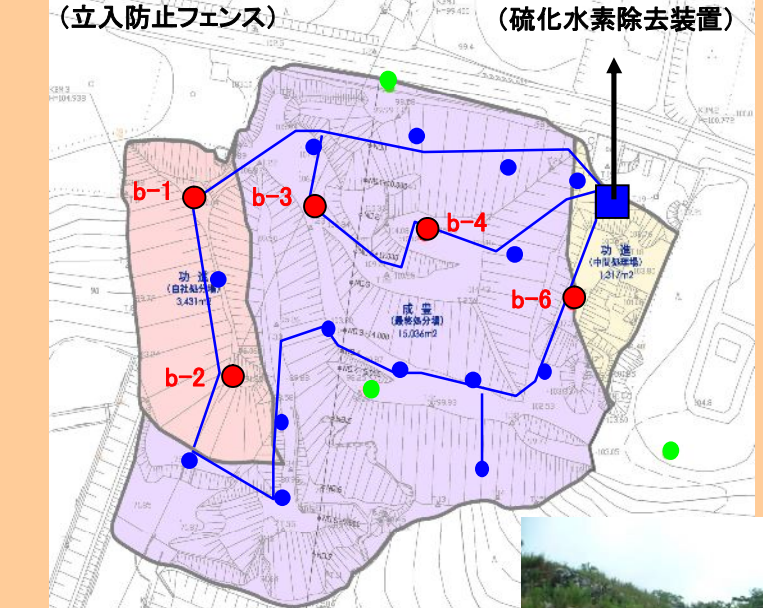
硫化水素ガス発生の原因となる有機物や硫酸イオンの調査等を実施したところ、廃棄物層内部において、これらの物質が多く含まれている部分が確認され、今後も継続して硫化水素ガスの発生が予想されます。

(2)恒久対策の検討

引き続きガスの回収処理を実施しながら、課題等を整理し、恒久対策について検討を行ってまいります。



(立入防止フェンス) **(硫化水素除去装置)**



- ガス観測井戸(ガス回収井戸)
- ガス回収井戸
- ガス回収配管
- 水質観測井戸

(仮設道路とガス回収配管)

事案の場所・概要

(位置図)



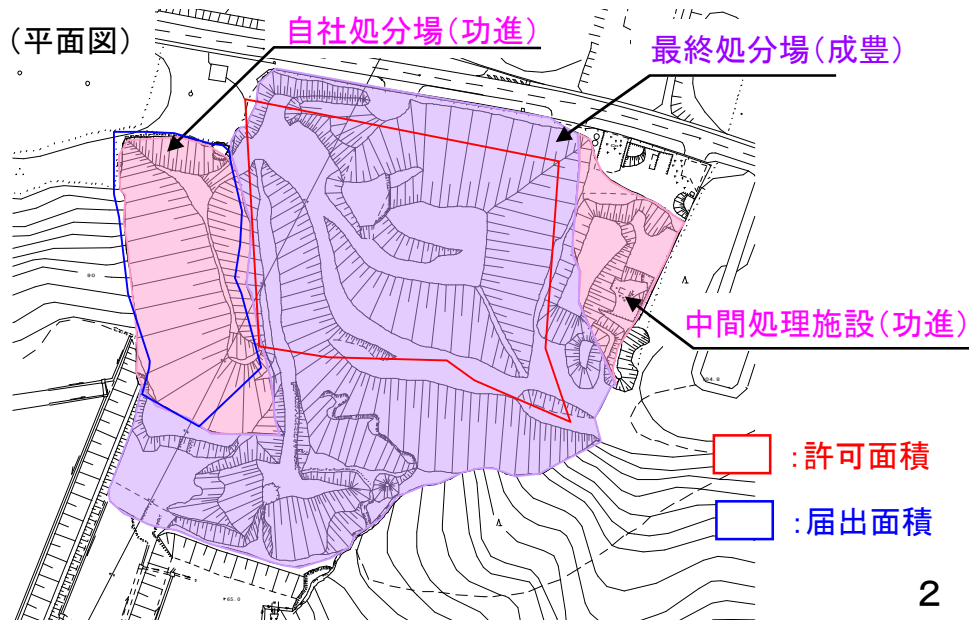
(航空写真)



○事案の概要

- (1)原因者：成豊(株) (処分業許可：平成元年～平成10年)
(有)功進(中間処理業許可：平成9年～平成11年)
- (2)場所：四日市市内山町地内
(安定型最終処分場、中間処理場、自社安定型処分場)
- (3)面積／容量：約20,000m²／約340,000m³
成豊(株) 最終処分場 約15,000m²／277,000m³
(許可面積等：7,942m²／81,098m³)
(有)功進 自社処分場 約3,400m²、約48,000m³
(自社処分場届出面積等：2,322m²／20,400m³)
中間処理施設 約1,300m²、約15,000m³
- (4)埋設物：廃プラスチック、建設廃材、木くず等
- (5)不適正処理の内容：許可品目外の埋立(紙くず、木くず)
許可容量を超える廃棄物の埋立

(平面図)



これまでの経緯

	(株)成豊(安定型最終処分場)	(有)功進(中間処理施設・自社処分場(安定型))
平成元年3月	処分業の許可取得	
平成5年4月	埋立開始届出	
平成9年1月		中間処理業の許可取得
平成9年9月	改善命令(木くず、紙くず等の許可品目外埋立)	改善命令(火災対策)[自社処分場]
平成10年2月		改善命令(処理基準に不適合な廃プラスチックの埋立) [自社処分場]
平成10年7月	改善命令(処分場周囲の囲い設置)	改善命令(木くず等の除去、及び囲いの設置) [自社処分場]
平成10年9月	収集運搬業、処分業の一時停止命令(30日間)	
平成10年11月	収集運搬業、処分業の許可取り消し	
平成11年4月		改善命令(保管基準違反) [中間処理施設]
平成11年9月		改善命令違反及び無許可最終処分場設置で 収集運搬業、処分業の許可取り消し
平成13年7月	(株)シーマコーポレーションに改称	
平成15年10月		清算完了
平成16年12月	安全性確認調査に着手(～平成18年3月)	
平成18年3月	(株)シーマコーポレーションほかに措置命令	
平成19年2月	行政代執行に着手	
平成19年7月	硫化水素除去装置の試運転開始	
平成19年8月	(株)シーマコーポレーションほかを措置命令違反で告発	
平成19年10月	清算完了	
平成20年3月	(株)シーマコーポレーションほかを書類送検	
平成20年4月	硫化水素除去装置の本稼働開始	
平成20年12月	(株)シーマコーポレーションほか不起訴処分	